

チェックリスト判定基準表

平成29年4月

チェックリスト判定基準表

(1) 国営かんがい排水事業

(国営かんがい排水事業, 国営施設機能保全事業, 国営施設応急対策事業)

(6) 独立行政法人水資源機構事業

【必須事項】

項目	判定基準
1. 事業の必要性が明確であること。 (必要性)	・ 地域農業の振興方向が明確であり、その阻害要因の解消のために本事業を実施する必要性が認められること。
2. 技術的可能性が確実であること。	・ 地形、地質、水利状況等からみて、当該事業の施行が技術的に可能であること。
3. 事業の効率性が十分見込まれること。 (効率性)	・ 総費用総便益比 ≥ 1.0
4. 受益者負担の可能性が十分であること。 (公平性)	・ 総所得償還率 ≤ 0.2 または 増加所得償還率 ≤ 0.4
5. 環境との調和に配慮していること。	・ 当該事業が、田園環境整備マスタープランを踏まえているとともに、専門家等と意見交換を行い、環境（生態系、景観等）との調和に配慮したものであること。
6. 事業の採択要件を満たしていること。	・ 事業実施要綱・要領に規定された事業内容、採択基準の要件に適合していること。

項目欄の () には、主として考えられる観点を記述している。

評価項目			評価指標及び判定基準	
大	中項目	小項目	A	B
有効性	農業の持続的発展	農地の確保・有効利用	○食料・農業・農村基本計画に位置付けられている耕地利用率の向上、作付面積の拡大 ①耕地利用率(%) = 作物の計画作付延べ面積(ha) / 耕地面積(ha) × 100 ②作付率の増加ポイント(%) = 計画作付率(%) - 現況作付率(%) ※耕地利用率においては、永年性作物・牧草の作付面積を除いて算定 ※豪雪地帯及び特別豪雪地帯における水田主体地区は、耕地利用率を本地利用率と読み替えて判定。 本地利用率(%) = 作物の計画作付延べ面積(ha) / 本地面積(ha) × 100 - : 該当なし(国営施設応急対策事業地区及び独立行政法人水資源機構事業のうち施設の機能維持を図る地区)	
			①耕地利用率101%以上(豪雪地帯及び特別豪雪地帯は都道府県平均以上)または、 ②作付率の増加ポイント9%以上	①耕地利用率101%未満(豪雪地帯及び特別豪雪地帯は都道府県平均未満)かつ、 ②作付率の増加ポイント9%未満
		農業生産基盤の保全管理	○緊急性を踏まえた更新等整備 A : 不測の事態が発生しており、事後保全を行う B : 不測の事態が発生していない - : 該当なし(施設の更新等整備を行わない地区)	
			○施設の健全度評価を踏まえた更新等整備 A : 長寿命化対策を行う B : 長寿命化対策を行わない - : 該当なし(施設の更新等整備を行わない地区及び健全度が高く、長寿命化対策の必要がない地区)	
	○施設の重要度評価を踏まえた更新等整備 A : 更新等整備を行う地区に重要度の高い(A以上)施設を含む B : 更新等整備を行う地区に重要度の高い(A以上)施設を含まない - : 該当なし(施設の更新等整備を行わない地区)			
	○重要度の高い(AA種またはA種)国営造成施設における耐震化 A : 耐震化対策を行う B : 耐震化対策を行わない - : 該当なし(重要度の高い農業水利施設の整備を行わない地区)			
	農村の振興	地域経済への波及効果	○他産業への経済波及効果額(受益面積当たり) 受益面積当たり他産業への経済波及効果額(千円/ha・年) = 農業生産増加粗収益額(千円) / 受益面積(ha) × (産業連関表の逆行列係数の列和) ※農業生産増加粗収益額とは、作物生産効果における増加粗収益額であり、更新整備による作物生産量の維持分を含む	
			水田主体地区 : 1,040千円/ha・年以上 畑主体地区 : 970千円/ha・年以上	水田主体地区 : 1,040千円/ha・年未満 畑主体地区 : 970千円/ha・年未満
		農業の高付加価値化	○農業の高付加価値化 地域において、農業の高付加価値化や6次産業化に向けた取組(加工・販売、ブランド化、環境保全型農業等)が行われているか。 A : 行われている、B : 行われていない、- : 該当なし(国営施設応急対策事業地区及び独立行政法人水資源機構事業のうち施設の機能維持を図る地区)	
	再生可能エネルギーの導入	○小水力発電等の再生エネルギーを導入済み又は導入する予定があるか。 A : 導入済み又は導入予定、B : 導入予定がない		

評価項目			評価指標及び判定基準	
大	中項目	小項目	A	B
有効性	多面的機能の発揮	地域の共同活動	<p>○多面的機能支払交付金等の取組 地域において、多面的機能支払交付金や中山間地域等直接支払交付金、環境保全型農業直接支払交付金を活用し、農地、農業水利施設の維持管理等の取組が行われているか。 A：行われている、B：行われていない、－：該当なし（国営施設応急対策事業地区及び独立行政法人水資源機構事業のうち施設の機能維持を図る地区）</p>	
事業の実施環境等	環境への配慮	生態系	<p>①環境情報協議会等の意見を踏まえた生態系配慮 ②生態系に配慮した計画について、地域住民の参加や地域住民との合意形成 ③環境配慮対策工を行った施設等が機能を十分に発揮するための維持管理、費用負担及びモニタリング体制等の調整状況 について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：9点、B：6～8点、C：5点以下、－：該当なし （3指標のうち1指標が「－」の場合は、A：6点、B：4～5点、C：3点以下） （3指標のうち2指標が「－」の場合は、A：3点、B：2点、C：1点） ① a：踏まえている b：検討中 c：踏まえていない ② a：図っている b：検討中 c：図っていない －：該当なし ③ a：調整済 b：調整中 c：未調整 －：該当なし</p>	
		景観	<p>①環境情報協議会等の意見を踏まえた景観配慮 ②景観に配慮した計画について、地域住民の参加や地域住民との合意形成 ③景観の保全を目的とした維持管理、費用負担及びモニタリング体制等の調整状況 について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：9点、B：6～8点、C：5点以下、－：該当なし （3指標のうち1指標が「－」の場合は、A：6点、B：4～5点、C：3点以下） （3指標のうち2指標が「－」の場合は、A：3点、B：2点、C：1点） ① a：踏まえている b：検討中 c：踏まえていない ② a：図っている b：検討中 c：図っていない －：該当なし ③ a：調整済 b：調整中 c：未調整 －：該当なし</p>	
	関係計画との連携		<p>①関係都道府県や市町村の農業振興計画と本事業との整合性 ②関係都道府県や市町村の国土強靱化地域計画と本事業との整合性 について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：6点、B：4～5点、C：3点以下 ① a：図られている b：図られる見込みがある c：図られていない ② a：図られている b：図られる見込みがある c：図られていない</p>	
	関係機関との協議		<p>①河川管理者との協議（予備）が合意に達しているか ②漁協との協議（予備）が合意に達しているか ③施設所有者、文化財管理者等関係者、道路管理者等との着工前に重要な協議（予備）が合意に達しているか について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：9点、B：6～8点、C：5点以下、－：該当なし （3指標のうち1指標が「－」の場合は、A：6点、B：4～5点、C：3点以下） （3指標のうち2指標が「－」の場合は、A：3点、B：2点、C：1点） ① a：協議了 b：協議中 c：未協議 －：該当なし ② a：協議了 b：協議中 c：未協議 －：該当なし ③ a：協議了 b：多くが協議中 c：多くが未協議 －：該当なし</p>	
関連事業との調整		<p>①事業主体から概略構想（関連事業調書）の提出 ②共同事業（事業内容、事業費、アロケーション等）の事前了解 について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：6点、B：4～5点、C：3点以下、－：該当なし （①または②が「－」の場合は、A：3点、B：2点、C：1点） ① a：提出済 b：提出予定 c：未提出 －：該当なし ② a：協議了 b：協議中 c：未協議 －：該当なし</p>		

評価項目			評価指標及び判定基準	
大	中項目	小項目	A	B
事業の実施環境等	地元合意		①事業実施に対する受益農家の同意状況（土地改良区総代会の議決等の状況） ②事業実施に対する関係市町村の同意状況（事業推進協議会の議決等の状況） について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：6点、B：4～5点、C：3点以下 ① a：同意済 b：同意予定 c：未同意 ② a：同意済 b：同意予定 c：未同意	
	事業推進体制		①事業推進協議会等の設立の有無 ②事業推進協議会等から着工要望の提出の有無 について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：6点、B：4～5点、C：3点以下 ① a：設立済 b：設立予定 c：未設立 ② a：提出済 b：提出予定 c：未提出	
	維持管理体制		①予定管理者の合意が得られているか ②施設の予定管理者と維持管理の方法及び費用についての打ち合わせを行い、合意に達しているか について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：6点、B：4～5点、C：3点以下 ① a：合意済 b：調整中 c：未調整 ② a：合意済 b：調整中 c：未調整	
	営農推進体制・環境		①関係都道府県、市町村、農協等の営農部局と連携して、営農の現状や将来ビジョンを把握しているか。 ②受益農家、農協、普及センター等を含めた営農検討組織など、営農支援（検討）体制が整備されているか。 ③受益地内で生産される農産物の流通・販売に関する基盤が整備されているか。 ※流通・販売に関する基盤とは、近隣の市場、直売所、食品加工場や遠方の市場等へ輸送する場合の高速道路等 について、評価点の合計値（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：9点、B：6～8点、C：5点以下 （②が「－」の場合は、A：6点、B：4～5点、C：3点以下） ① a：把握済 b：調整中 c：把握していない ② a：設置済 b：設置予定 c：未設置 －：該当なし（国営施設応急対策事業地区及び独立行政法人水資源機構事業のうち施設の機能維持を図る地区） ③ a：整備済 b：整備予定 c：未整備	
	ストック効果の最大化		○ストック効果の最大化に向けた事業の効率性・有効性等の確保 効率性、有効性、事業の実施環境等に関する評価項目におけるA評価の割合 ※関係機関との協議、地元合意、事業推進体制に関する評価項目及び該当なし「－」とした評価項目は除く。 A：8割以上、B：5割以上、C：5割未満	

※評価指標が定量的なものに関しては、0以下はランク外（-）

チェックリスト判定基準表

(1) 国営かんがい排水事業

(国営かんがい排水事業, 国営施設機能保全事業, 国営施設応急対策事業)

(6) 独立行政法人水資源機構事業

【特定監視項目】

評価の内容		判定基準
地質状況	<ul style="list-style-type: none"> 地質状況に基づいた施設計画としている。 	<ul style="list-style-type: none"> 地質状況を把握するための必要な調査を行い、仮設等を見込んだ施設計画としている。 ※新たな基礎工事を伴わない場合は「－：該当なし」とする。
受益面積	<ul style="list-style-type: none"> 最近年の面積を把握している。 	<ul style="list-style-type: none"> 地元意向等を確認のうえ、一定地域を定めるとともに、台帳等により最近年の面積を把握している。

チェックリスト判定基準表

(2) 国営農地再編整備事業 (国営農地再編整備事業, 国営緊急農地再編整備事業)

【必須事項】

項 目	判 定 基 準
1. 事業の必要性が明確であること。 (必要性)	・ 地域農業の発展阻害要因が明確であり、その解消のために本事業を実施する必要性が認められること。
2. 技術的可能性が確実であること。	・ 地形、地質、水利状況等からみて、事業の施行が技術的に可能であると認められること。
3. 事業の効率性が十分見込まれること。 (効率性)	・ 総費用総便益比 ≥ 1.0
4. 受益者負担の可能性が十分であること。 (公平性)	・ 総所得償還率 ≤ 0.2 または 増加所得償還率 ≤ 0.4
5. 環境との調和に配慮していること。	・ 当該事業が、田園環境整備マスタープランを踏まえているとともに、専門家等と意見交換を行い、環境（生態系、景観等）との調和に配慮したものであること。
6. 事業の採択要件を満たしていること。	・ 事業実施要綱・要領に規定された事業内容、採択基準の要件に適合していること。

項目欄の () には、主として考えられる観点を記述している。

チェックリスト判定基準表

(2) 国営農地再編整備事業 (国営農地再編整備事業, 国営緊急農地再編整備事業)

【優先配慮事項】

評価項目			評価指標及び判定基準	
大	中項目	小項目	A	B
効 率 性	事業の経済性・効率性		①単位当たり事業費が類似条件の近傍他地区等との比較から概ね妥当であると認められる。 ②コスト削減を図る計画となっている。 (例) 施工方法の見直し、新技術の導入、資源の活用、共同工事等について該当する項目の数により判断。 A : 2項目、B : 1項目、- : 該当なし	
有 効 性	食料の安定供給の確保	農業生産性の維持・向上	○労働時間短縮率 農家の労働時間短縮率(%) $= [1 - \{ \text{主要作物 (最も作付面積が大きい作物) の人力の労働量 (hr) (計画)} / \text{主要作物の人力の労働量 (hr) (現況)} \}] \times 100$	
			水田主体地区 : 49%以上 畑主体地区 : 28%以上	水田主体地区 : 49%未満 畑主体地区 : 28%未満
			○営農経費縮減率 営農経費縮減率(%) $= [1 - \{ \text{全ての作物の「人力+機械」両方の労働評価額 (円) (計画)} / \text{全ての作物の「人力+機械」両方の労働評価額 (円) (現況)} \}] \times 100$	
			水田主体地区 : 55%以上 畑主体地区 : 42%以上	水田主体地区 : 55%未満 畑主体地区 : 42%未満
			○省力化技術の導入 A : 受益地内において、省力化技術を導入済み又は導入する予定がある。 (例) 遠隔監視・制御システム、パイプライン、自動給水栓、地下水位制御システム、GPSを活用した営農等 B : 省力化技術を導入する予定がない。	
			○水田における大区画ほ場の割合 事業実施後の大区画ほ場の割合 (%) $= \text{大区画ほ場 (50a以上) の面積 (ha)} / \text{ほ場整備面積 (ha)} \times 100$ - : 該当なし (畑主体地区)	
	70%以上	70%未満		
○担い手の米の生産コスト 担い手の米の生産コスト (円/60kg) ※ 米の生産コストは、農業経営統計調査における米生産費の算定方法に準じて算定 - : 該当なし (畑主体地区)				
	9,600円/60kg未満	9,600円/60kg以上		

評価項目			評価指標及び判定基準	
大	中項目	小項目	A	B
有効性		産地収益力の向上	<p>○高収益作物の割合 ア生産額（主食用米を除く）に占める高収益作物の割合 =高収益作物の計画生産額/主食用米を除く計画生産額 イ高収益作物の増加割合（%） =（高収益作物の計画生産額/高収益作物の現況生産額－1）×100 ※高収益作物とは、野菜指定産地における指定野菜や果樹農業振興計画、農業振興計画等に位置付けられた農産物を指す。ただし、主食用米、経営所得安定対策に基づく畑作物の直接支払交付金や戦略作物助成の対象作物は除く。</p>	
			<p>①ア 8割以上 または、 ②ア 5割以上かつ、イ 50%以上増加</p>	<p>①ア 5割未満 または、 ②ア 8割未満かつ、イ 50%未満増加</p>
農業の持続的発展		望ましい農業構造の確立	<p>○担い手等への農地利用集積率 《国営農地再編整備事業》 担い手への農地利用集積率（%） =事業完了時の担い手等の受益農用地面積（ha）/区画整理及び開畑を併せ行う事業の受益農地面積（ha）×100 《国営緊急農地再編整備事業》 担い手等への農地利用集積率（%） =事業完了時の担い手等の受益農用地面積（ha）/区画整理を行う事業の受益農地面積（ha）×100</p>	
			<p>80%以上</p>	<p>80%未満</p>
		農地の確保・有効利用	<p>○食料・農業・農村基本計画に位置付けられている耕地利用率の向上、作付面積の拡大 ①耕地利用率（%）=作物の計画作付延べ面積（ha）/耕地面積（ha）×100 ②作付率の増加ポイント（%）=計画作付率（%）－現況作付率（%） ※耕地利用率においては、永年性作物・牧草の作付面積を除いて算定 ※豪雪地帯及び特別豪雪地帯における水田主体地区は、耕地利用率を本地利用率と読み替えて判定。 本地利用率（%）=作物の計画作付延べ面積（ha）/本地面積（ha）×100</p>	
			<p>①耕地利用率101%以上（豪雪地帯及び特別豪雪地帯は100%以上）または、 ②作付率の増加ポイント9%以上</p>	<p>①耕地利用率101%未満（豪雪地帯及び特別豪雪地帯は100%未満）かつ、 ②作付率の増加ポイント9%未満</p>
農村の振興		地域経済への波及効果	<p>○他産業への経済波及効果額（受益面積当たり） 受益面積当たり他産業への経済波及効果額（千円/ha・年） =農業生産増加粗収益額（千円）/受益面積（ha）×（産業連関表の逆行列係数の列和） ※農業生産増加粗収益額とは、作物生産効果における増加粗収益額であり、更新整備による作物生産量の維持分を含む</p>	
			<p>水田主体地区：1,070千円/ha・年以上 畑主体地区：600千円/ha・年以上</p>	<p>水田主体地区：1,070千円/ha・年未満 畑主体地区：600千円/ha・年未満</p>

評価項目			評価指標及び判定基準	
大	中項目	小項目	A	B
有効性	農村の振興	農業の高付加価値化	<p>○農業の高付加価値化</p> <p>①：地域において農業の高付加価値化や6次産業化に向けた取組(加工・販売、ブランド化、環境保全型農業等)が行われている。</p> <p>②：地域において地域活性化に係る話し合いが行われている。</p> <p>A：2項目、B：1項目</p>	
	多面的機能の発揮	地域の共同活動	<p>○多面的機能支払交付金等の取組</p> <p>地域において、多面的機能支払交付金や中山間地域等直接支払交付金、環境保全型農業直接支払交付金を活用し、農地、農業水利施設の維持管理等の取組が行われているか。</p> <p>A：行われている、B：行われていない</p>	

評価項目			評価指標及び判定基準	
大	中項目	小項目	A	B
事業の実施環境等	環境への配慮	生態系	①環境情報協議会等の意見を踏まえた生態系配慮 ②生態系に配慮した計画について、地域住民の参加や地域住民との合意形成 ③環境配慮対策工を行った施設等が機能を十分に発揮するための維持管理、費用負担及びモニタリング体制等の調整状況 について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：9点、B：6～8点、C：5点以下 （3指標のうち1指標が「－」の場合は、A：6点、B：4～5点、C：3点以下） （3指標のうち2指標が「－」の場合は、A：3点、B：3点、C：1点） ① a：踏まえている b：検討中 c：踏まえていない ② a：図っている b：検討中 c：図っていない －：該当なし ③ a：調整済 b：調整中 c：未調整 －：該当なし	
		景観	①環境情報協議会等の意見を踏まえた景観配慮 ②景観に配慮した計画について、地域住民の参加や地域住民との合意形成 ③景観の保全を目的とした維持管理、費用負担及びモニタリング体制等の調整状況 について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：9点、B：6～8点、C：5点以下 （3指標のうち1指標が「－」の場合は、A：6点、B：4～5点、C：3点以下） （3指標のうち2指標が「－」の場合は、A：3点、B：3点、C：1点） ① a：踏まえている b：検討中 c：踏まえていない ② a：図っている b：検討中 c：図っていない －：該当なし ③ a：調整済 b：調整中 c：未調整 －：該当なし	
	関係計画との連携		関係都道府県や市町村の農業振興計画と本事業との整合性が図られているか。 A：図られている B：図られる見込みがある C：図られていない	
	関係機関との連携		農地中間管理機構と連携しているか。 ※連携の定義：①機構が借り受けた又は貸し付けた農地がある地域、②機構が借り受ける又は貸し付けることが確実と見込まれる地域、③機構の重点実施区域を含む地域、④機構の重点実施区域の指定が見込まれる地域、のいずれかに該当すること A：連携している B：連携していない	
	関係機関との協議		①河川管理者との協議（予備）が合意に達しているか ②道路管理者との協議（予備）が合意に達しているか ③施設所有者、文化財管理者等関係者等との着工前に重要な協議（予備）が合意に達しているか について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：9点、B：6～8点、C：5点以下、－：該当なし （3指標のうち1指標が「－」の場合は、A：6点、B：4～5点、C：3点以下） （3指標のうち2指標が「－」の場合は、A：3点、B：2点、C：1点） ① a：協議了 b：協議中 c：未協議 －：該当なし ② a：協議了 b：協議中 c：未協議 －：該当なし ③ a：協議了 b：多くが協議中 c：多くが未協議 －：該当なし	
	関連事業との調整		①事業主体から概略構想（関連事業調書）の提出 ②共同事業（事業内容、事業費、アロケーション等）の事前了解 について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：6点、B：4～5点、C：3点以下、－：該当なし （①または②が「－」の場合は、A：3点、B：2点、C：1点） ① a：提出済 b：提出予定 c：未提出 －：該当なし ② a：協議了 b：協議中 c：未協議 －：該当なし	

評価項目			評価指標及び判定基準	
大	中項目	小項目	A	B
事業の実施環境等	地元合意		①事業実施に対する受益農家の同意状況（土地改良区総代会の議決等の状況） ②事業実施に対する関係市町村の同意状況（事業推進協議会の議決等の状況） について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：6点、B：4～5点、C：3点以下 ① a：同意済 b：同意予定 c：未同意 ② a：同意済 b：同意予定 c：未同意	
	事業推進体制		①事業推進協議会等の設立の有無 ②事業推進協議会等から着工要望の提出の有無 について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：6点、B：4～5点、C：3点以下 ① a：設立済 b：設立予定 c：未設立 ② a：提出済 b：提出予定 c：未提出	
	維持管理体制		①予定管理者の合意が得られているか ②施設の予定管理者と維持管理の方法及び費用についての打ち合わせを行い、合意に達しているか について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：6点、B：4～5点、C：3点以下 ① a：合意済 b：調整中 c：未調整 ② a：合意済 b：調整中 c：未調整	
	営農推進体制・環境		①関係都道府県、市町村、農協等の営農部局と連携して、営農の現状や将来ビジョンを把握しているか。 ②受益農家、農協、普及センター等を含めた営農検討組織など、営農支援（検討）体制が整備されているか。 ③受益地内で生産される農産物の流通・販売に関する基盤が整備されているか。 ※流通・販売に関する基盤とは、近隣の市場、直売所、食品加工場や遠方の市場等へ輸送する場合の高速道路等 について、評価点の合計値（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：9点、B：6～8点、C：5点以下 （②が「-」の場合は、A：6点、B：4～5点、C：3点以下） ① a：把握済 b：調整中 c：把握していない ② a：設置済 b：設置予定 c：未設置 -：該当なし ③ a：整備済 b：整備予定 c未整備	
	緊急性		道路や河川等との一体施行や土地利用調整を伴う場合の調整状況 関連する他の事業（道路事業、河川事業等）との一体的な施行、又は一体的な土地利用調整（非農用地区域調整等）を行う観点から、特定の時期までに着工する必要があり緊急性がある。 A：調整済み B：調整中 C：未調整 -：該当なし	
ストック効果の最大化		○ストック効果の最大化に向けた事業の効率性・有効性等の確保 効率性、有効性、事業の実施環境等に関する評価項目におけるA評価の割合 ※関係機関との協議、地元合意、事業推進体制に関する評価項目及び該当なし「-」とした評価項目は除く。 A：8割以上、B：5割以上、C：5割未満		

※評価指標が定量的なものに関しては、0以下はランク外（-）

チェックリスト判定基準表

(2) 国営農地再編整備事業 (国営農地再編整備事業, 国営緊急農地再編整備事業)

【特定監視項目】

評価の内容	判定基準
農地整備工事の諸条件 ・地形、地質、水利条件等に基づいた農地整備計画としている。	・区画整理や農用地造成における、標準的なほ場区画や整備勾配等の設定、道路・水路等の配置にあたっては、地形、地質、水利条件等に基づき計画している。

チェックリスト判定基準表
 (3) 国営総合農地防災事業

【必須事項】

項 目	判 定 基 準
1. 事業の必要性が明確であること。 (必要性)	・ 地域農業発展の阻害要因が明確であり、その解消のために本事業を実施する必要性が認められること。
2. 技術的可能性が確実であること。	・ 地形、地質、水利状況等からみて、当該事業の施行が技術的に可能であること。
3. 事業の効率性が十分見込まれること。 (効率性)	・ 総費用総便益比 ≥ 1.0
4. 受益者負担の可能性が十分であること。 (公平性)	・ 総所得償還率 ≤ 0.2 または 増加所得償還率 ≤ 0.4
5. 環境との調和に配慮していること。	・ 当該事業が、田園環境整備マスタープランを踏まえているとともに、専門家等と意見交換を行い、環境（生態系、景観等）との調和に配慮したものであること。
6. 事業の採択要件を満たしていること。	・ 事業実施要綱・要領に規定された事業内容、採択基準の要件に適合していること。

項目欄の () には、主として考えられる観点を記述している。

チェックリスト判定基準表
 (3) 国営総合農地防災事業

【優先配慮事項】

評価項目			評価指標及び判定基準	
大	中項目	小項目	A	B
効 率 性	事業の経済性・効率性		①単位当たり事業費が類似条件の近傍他地区等との比較から概ね妥当であると認められる。 ②コスト削減を図る計画となっている。 (例) 施工方法の見直し、新技術の導入、資源の活用、共同工事等について、該当する項目の数により判断。 A：2項目、B：1項目、－：該当なし	
有 効 性	食料の安定供給の確保	農業生産性の維持・向上	○土地生産性及び労働生産性の維持・向上効果額(受益面積当たり) 地域農業の生産性及び農業経営の向上による効果額(千円/ha・年) = (作物生産効果+品質向上効果+営農経費節減効果+維持管理費節減効果+営農に係る走行経費節減効果)(千円) / 受益面積(ha) 【注；効果項目は年効果額：千円】 ※畑主体では作物生産効果は除く	
			水田主体地区：450千円/ha・年以上 畑主体地区：350千円/ha・年以上	水田主体地区：450千円/ha・年未満 畑主体地区：350千円/ha・年未満
	産地収益力の向上	○高収益作物の割合 ア生産額(主食用米を除く)に占める高収益作物の割合 = 高収益作物の計画生産額 / 主食用米を除く計画生産額 イ高収益作物の増加割合(%) = (高収益作物の計画生産額 / 高収益作物の現況生産額 - 1) × 100 ※高収益作物とは、野菜指定産地における指定野菜や果樹農業振興計画、農業振興計画等に位置付けられた農産物を指す。ただし、主食用米、経営所得安定対策に基づく畑作物の直接支払交付金や戦略作物助成の対象作物は除く。		
		①ア 8割以上 または、 ②ア 5割以上かつ、イ 50%以上増加	①ア 5割未満 または、 ②ア 8割未満かつ、イ 50%未満増	
農 業 の 持 続 的 発 展	望ましい農業構造の確立		○担い手への農地利用集積率 担い手への現況農地利用集積率(%) = 関係市町村の担い手への利用集積面積(ha) / 関係市町村の農地面積(ha) × 1000	
			都道府県の平均以上	都道府県の平均未満
	農地の確保・有効利用		○食料・農業・農村基本計画に位置付けられている耕地利用率の向上、作付面積の拡大 ①耕地利用率(%) = 作物の計画作付延べ面積(ha) / 耕地面積(ha) × 100 ②作付率の増加ポイント(%) = 計画作付率(%) - 現況作付率(%) ※耕地利用率においては、永年性作物・牧草の作付面積を除いて算定 ※豪雪地帯及び特別豪雪地帯における水田主体地区は、耕地利用率を本地利用率と読み替えて判定。 本地利用率(%) = 作物の計画作付延べ面積(ha) / 本地面積(ha) × 100	
		①耕地利用率101%以上(豪雪地帯及び特別豪雪地帯は都道府県平均以上) または、 ②作付率の増加ポイント9%以上	①耕地利用率101%未満(豪雪地帯及び特別豪雪地帯は都道府県平均未満) かつ、 ②作付率の増加ポイント9%未満	

評価項目			評価指標及び判定基準	
大	中項目	小項目	A	B
有効性	農業の持続的発展	農業生産基盤の保全管理	○災害防止効果額（農業関係）（受益面積当たり） 災害防止効果額（農業関係）（千円/ha・年） ＝災害防止効果（農業関係）（千円）/受益面積（ha） ※畑主体では作物生産効果を加える 【注；効果項目は年効果額：千円】	
			水田主体地区：40千円/ha・年以上 畑主体地区：110千円/ha・年以上	水田主体地区：40千円/ha・年未満 畑主体地区：110千円/ha・年未満
			○重要度の高い（AA種またはA種）国営造成施設における耐震化 A：耐震化対策を行う B：耐震化対策を行わない －：該当なし（重要度の高い農業水利施設の整備を行わない地区）	
		農村の生活環境の整備	○災害防止効果額（一般資産＋公共資産）（受益面積当たり） 災害防止効果額（一般資産＋公共資産）（千円/ha・年） ＝災害防止効果（一般関係）（千円）/受益面積（ha） 【注；効果項目は年効果額：千円】	
農村の振興	地域経済への波及効果	水田主体地区：840千円/ha・年以上 畑主体地区：20千円/ha・年以上	水田主体地区：840千円/ha・年未満 畑主体地区：20千円/ha・年未満	
		○他産業への経済波及効果額（受益面積当たり） 受益面積当たり他産業への経済波及効果額（千円/ha・年） ＝農業生産増加粗収益額（千円）/受益面積（ha）×（産業連関表の逆行列係数の列和） ※農業生産増加粗収益額とは、作物生産効果における増加粗収益額であり、更新整備による作物生産量の維持分を含む		
	農業の高付加価値化	○農業の高付加価値化 地域において農業の高付加価値化や6次産業化に向けた取組（加工・販売、ブランド化、環境保全型農業等）が行われている。 A：行われている、B：行われていない		
多面的機能の発揮	地域の共同活動	○多面的機能支払交付金等の取組 地域において、多面的機能支払交付金や中山間地域等直接支払交付金、環境保全型農業直接支払交付金を活用し、農地、農業水利施設の維持管理等の取組が行われているか。 A：行われている、B：行われていない		

評価項目			評価指標及び判定基準	
大	中項目	小項目	A	B
事業の実施環境等	環境への配慮	生態系	①環境情報協議会等の意見を踏まえた生態系配慮 ②生態系に配慮した計画について、地域住民の参加や地域住民との合意形成 ③環境配慮対策工を行った施設等が機能を十分に発揮するための維持管理、費用負担及びモニタリング体制等の調整状況 について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：9点、B：6～8点、C：5点以下 （3指標のうち1指標が「－」の場合は、A：6点、B：4～5点、C：3点以下） （3指標のうち2指標が「－」の場合は、A：3点、B：2点、C：1点以下） ① a：踏まえている b：検討中 c：踏まえていない ② a：図っている b：検討中 c：図っていない －：該当なし ③ a：調整済 b：調整中 c：未調整 －：該当なし	
		景観	①環境情報協議会等の意見を踏まえた景観配慮 ②景観に配慮した計画について、地域住民の参加や地域住民との合意形成 ③景観の保全を目的とした維持管理、費用負担及びモニタリング体制等の調整状況 について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：9点、B：6～8点、C：5点以下 （3指標のうち1指標が「－」の場合は、A：6点、B：4～5点、C：3点以下） （3指標のうち2指標が「－」の場合は、A：3点、B：2点、C：1点以下） ① a：踏まえている b：検討中 c：踏まえていない ② a：図っている b：検討中 c：図っていない －：該当なし ③ a：調整済 b：調整中 c：未調整 －：該当なし	
	関係計画との連携	①関係都道府県や市町村の農業振興計画と本事業との整合性 ②関係都道府県や市町村の国土強靱化地域計画と本事業との整合性 ③関係都道府県や市町村の地域防災計画等と本事業との整合性 について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値より判断。 A：9点、B：6～8点、C：5点以下、－：該当なし （3指標のうち1指標が「－」の場合は、A：6点、B：4～5点、C：3点以下） （3指標のうち2指標が「－」の場合は、A：3点、B：2点、C：1点） ① a：図られている b：図られる見込みがある c：図られていない －：該当なし ② a：図られている b：図られる見込みがある c：図られていない ③ a：図られている b：図られる見込みがある c：図られていない －：該当なし		
	関係機関との協議	①河川管理者との協議（予備）が合意に達しているか ②漁協との協議（予備）が合意に達しているか ③施設所有者、文化財管理者等関係者、道路管理者等との着工前に重要な協議（予備）が合意に達しているか について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：9点、B：6～8点、C：5点以下、－：該当なし （3指標のうち1指標が「－」の場合は、A：6点、B：4～5点、C：3点以下） （3指標のうち2指標が「－」の場合は、A：3点、B：2点、C：1点） ① a：協議了 b：協議中 c：未協議 －：該当なし ② a：協議了 b：協議中 c：未協議 －：該当なし ③ a：協議了 b：多くが協議中 c：多くが未協議 －：該当なし		

評価項目			評価指標及び判定基準	
大	中項目	小項目	A	B
事業の実施環境等	関連事業との調整		①事業主体から概略構想（関連事業調書）の提出 ②共同事業（事業内容、事業費、アロケーション等）の事前了解について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：6点、B：4～5点、C：3点以下、－：該当なし （①または②が「－」の場合は、A：3点、B：2点、C：1点） ①a：提出済 b：提出予定 c：未提出 －：該当なし ②a：協議了 b：協議中 c：未協議 －：該当なし	
	地元合意		①事業実施に対する受益農家の同意状況（土地改良区総代会の議決等の状況） ②事業実施に対する関係市町村の同意状況（事業推進協議会の議決等の状況）について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：6点、B：4～5点、C：3点以下 ①a：同意済 b：同意予定 c：未同意 ②a：同意済 b：同意予定 c：未同意	
	事業推進体制		①事業推進協議会等の設立の有無 ②事業推進協議会等から着工要望の提出の有無について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：6点、B：4～5点、C：3点以下 ①a：設立済 b：設立予定 c：未設立 ②a：提出済 b：提出予定 c：未提出	
	維持管理体制		①予定管理者の合意が得られているか ②施設の予定管理者と維持管理の方法及び費用についての打ち合わせを行い、合意に達しているか について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：6点、B：4～5点、C：3点以下 ①a：合意済 b：調整中 c：未調整 ②a：合意済 b：調整中 c：未調整	
	営農推進体制・環境		①関係都道府県、市町村、農協等の営農部局と連携して、営農の現状や将来ビジョンを把握しているか。 ②受益農家、農協、普及センター等を含めた営農検討組織など、営農支援（検討）体制が整備されているか。 ③受益地内で生産される農産物の流通・販売に関する基盤が整備されているか。 ※流通・販売に関する基盤とは、近隣の市場、直売所、食品加工場や遠方の市場等へ輸送する場合の高速道路等 について、評価点の合計値（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：9点、B：6～8点、C：5点以下 （②が「－」の場合は、A：6点、B：4～5点、C：3点以下） ①a：把握済 b：調整中 c：把握していない ②a：設置済 b：設置予定 c：未設置 －：該当なし ③a：整備済 b：整備予定 c：未整備	

評価項目			評価指標及び判定基準	
大	中項目	小項目	A	B
事業の実施環境等	緊急性	災害発生時の影響	①広範囲に影響を及ぼすこととなる機能低下した土地改良施設が存在する。 ②事業の対象施設として基幹土地改良施設（ダム、頭首工）やライフラインとの共用施設が存在する。 ③公共施設等の防災上重要な施設（学校や医療機関等）が地区内に存在し、災害発生時に地域社会への影響（ライフラインや交通等）が想定される。 について、該当する項目の数により判断。 A：3項目、B：2項目、C：1項目、－：該当なし	
		被害の発生頻度	過去10年間の被害発生頻度 A：被害がほぼ毎年発生 B：被害が複数年発生 C：被害が発生 －：該当なし	
	ストック効果の最大化	○ストック効果の最大化に向けた事業の効率性・有効性等の確保 効率性、有効性、事業の実施環境等に関する評価項目におけるA評価の割合 ※関係機関との協議、地元合意、事業推進体制に関する評価項目及び該当なし「－」とした評価項目は除く。 A：8割以上、B：5割以上、C：5割未満		

※評価指標が定量的なものに関しては、0以下はランク外（-）

チェックリスト判定基準表
(3) 国営総合農地防災事業

【特定監視項目】

	評価の内容	判定基準
地質状況	・地質状況に基づいた施設計画としている。	・地質状況を把握するための必要な調査を行い、仮設等を見込んだ施設計画としている。